

(案)

## 政策評価審議会規則第 1 号

政策評価審議会令（平成 12 年政令第 270 号）第 9 条の規定に基づき、政策評価審議会議事運営規則を次のように定める。

平成 27 年 5 月〇日

政策評価審議会会長 〇〇 〇〇

## 政策評価審議会議事運営規則

(会議の招集)

第 1 条 政策評価審議会（以下「審議会」という。）の会議は、会長が招集する。

(会議への出席)

第 2 条 会長が必要と認めるときは、委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は、テレビ会議システムを利用して会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムによる出席は、政策評価審議会令第 6 条第 1 項及び第 2 項に規定する出席に含めるものとする。

(委員等以外の者の出席)

第 3 条 審議会は、委員等以外の者に対し、会議に出席して意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(会議の公開)

第 4 条 会議は、公開とする。ただし、会長は、必要があると認めるときは、審議会に諮って、会議を非公開とすることができる。

(議事録)

第 5 条 議事の経過については、会議の都度、議事録を作成するものとする。

2 議事録は、公表する。ただし、会長は、必要があると認めるときは、審議会に諮って、議事録を非公表とすることができる。

(部会の設置)

第 6 条 審議会は、その議決をもって部会を置くことができる。

(案)

(議決の特例)

第7条 審議会は、部会の議決をもって審議会の議決とする必要がある場合は、あらかじめ、委員の3分の2以上の多数により、その旨を議決することができる。

(ワーキング・グループの設置)

第8条 審議会は、特定の事項を調査させるため、その議決をもってワーキング・グループを置くことができる。

(部会の運営)

第9条 第1条から第5条まで及び前条の規定は、部会の議事について準用する。

- 2 部会長は、会長の求めがあった場合には、部会を招集しなければならない。
- 3 部会に属しない委員は、部会の会議に出席して意見を述べ又は説明を行うことができる。部会に属しない臨時委員又は専門委員であって部会長が必要と認めるものも同様とする。
- 4 前三項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成27年5月〇日から施行する。

(政策評価・独立行政法人評価委員会議事規則の廃止)

第2条 政策評価・独立行政法人評価委員会議事規則（政策評価・独立行政法人評価委員会規則第1号）は、廃止する。